

中小企業の求めるワンストップ相談窓口

荒井 寿光

1. 中小企業のために次のような窓口を整備していただきたい。

(業務内容) ①特許制度や特許手続きの説明、

②弁理士や弁護士の紹介 だけでなく、

個別の案件について、

③特許出願書類の作成や特許庁への申請

④契約書類や警告書の作成・送付 を行ってくれる。

(機能) あちこち出向かずに、1ヶ所で、済ませることが出来る。

2. 特許に関する色々なアドバイザーの機能を拡大して、**どのアドバイザーも出願の支援が出来るようにしていただきたい。**

(現状)

1. **ワンストップ相談窓口は、すでに全国に数百ヶ所 設置されている。**

都道府県 知的所有権センター

発明協会 都道府県支部

弁理士会 地方支部

弁護士知財ネット

商工会議所・商工会

特許情報活用アドバイザー・特許出願アドバイザー・流通アドバイザー

2. 弁理士や弁護士の紹介にとどまる相談窓口もある。

(モデルケース)

東京都知的財産総合センターでは、企業 OB と弁理士・弁護士が有機的に連携して相談にのっている。

第1段階 16人の企業 OB 相談員が、中小企業の話聞く。

ビジネスの観点から特許出願に適しているかも判断する。

第2段階 交代で常駐する弁理士・弁護士(12名)に、企業 OB 相談員が同席して、相談する。